

新中間処理施設整備検討会議規約（変更案）

（目的）

第1条 十勝環境圏複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物の中間処理施設の整備の基本的な方向性を定めるに向けて、~~今後のごみ処理のあり方（収集運搬・中間処理・最終処分）等を検討する~~ため、新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

（検討体制）

第2条 検討会議は、十勝管内19市町村のごみ担当課長等で組織する。

（会議）

第3条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。

- 2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 議長が必要と認めるときは、~~外部~~有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

（庶務）

第4条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

（委任）

第5条 この規約に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成29年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。